

（仮称）立川市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案） の制定について

平成 28 年 5 月に都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地が「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」となった。その後、平成 29 年 6 月 15 日に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、生産緑地法第 3 条第 2 項の規定に基づき、生産緑地地区の下限面積要件を市区町村が条例で定めることにより、従来の 500 ㎡から 300 ㎡まで引き下げることが可能となった。

本市では、平成 29 年 6 月に改定した都市計画マスタープランで、「都市農業振興基本法」「都市農業振興基本計画」を踏まえ、生産緑地制度を用いた都市農地の保全の必要性を示しており、残存する農地の計画的な保全の施策を講ずる必要があると考えている。

このような考えから、本市においても、生産緑地地区の区域の規模を定める条例を制定し、条例で定める区域の規模の下限値を 300 ㎡とすることで、都市における農地の保全をより推進することとしたい。

■ 条例文案

立川市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、立川市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

（規模）

第 2 条 生産緑地法第 3 条第 2 項の規定により条例で定める区域の規模は、300 平方メートル以上とする。

附 則 この条例は、平成 29 年 12 月〇日から施行する。

※現在庁内において調整中

■ 300㎡の根拠

「都市農業振興基本法」「都市農業振興基本計画」を踏まえ、生産緑地制度を用いて都市農地の保全をより推進する必要があることから、条例で定める区域の規模は、法律で定める下限値である 300 ㎡以上とした。また、立川市都市農政推進協議会及び立川市農業委員会より、下限面積の引き下げの条例制定に関して、300 ㎡へ引き下げる旨の要望書が提出されている。

なお、下限面積 300 ㎡の根拠としては、市民緑地（都市緑地法施行令第 15 条）、及び人口集中地区における身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園（防災公園ガイドライン）の規模が 300 ㎡以上であること等をもって設定しているとの見解が国交省より示されている。